

秋田県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成26年11月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	土川中仙線	大仙市土川字福島132番2から長持沢1番65まで

2 供用開始の期日 平成26年11月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成26年11月28日から平成26年12月12日まで

秋田県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成26年11月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	角館六郷線	仙北郡美郷町畑屋字高野8番11から八石124番1まで

2 供用開始の期日 平成26年11月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成26年11月28日から平成26年12月12日まで